

<子どもを虐待から守りましょう>

STOP! 児童虐待

「おかしいな・・・」と思ったら通告を!

児童福祉法には

「虐待（子どもにとって不適切な扱い）を受けていると思われる児童」を発見した者は、関係機関に通告する義務が明記されています。みなさんの近隣で「子どもの様子がおかしいなあ」「虐待ではないの？」と感じたら、積極的に連絡をしてください。

通告された方の氏名等や提供された内容については、かたく秘密をまもります。
(児童虐待防止法第7条)

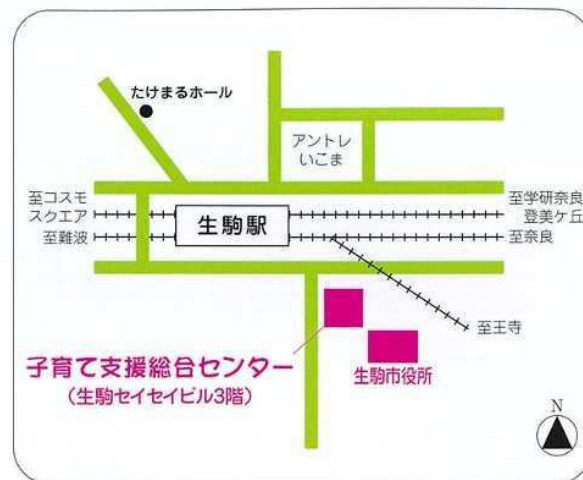
【連絡窓口】

◎生駒市子育て支援総合センター
電 話：0743-73-1005
FAX：0743-73-5583

◎奈良県中央こども家庭相談センター
電 話：0742-26-3788

◎児童相談所全国共通3桁ダイヤル
電 話：189（いちはやく）

— 周辺地図 —



— 開室日 —

月曜日から金曜日

利用時間：午前9時から午後5時まで

休 室 日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始

— お問い合わせ・ご相談 —

子育て支援総合センター

〒630-0257
生駒市元町1丁目6番12号
生駒セイセイビル3階

電 話：0743-73-1005（代表）
FAX：0743-73-5583

子育て相談
ダイヤル：0743-73-1003

子どもと家庭の相談事業 ～家庭児童相談室～



子育て支援総合センター

✕ 生駒市

家庭児童相談

たとえば、お子さんのことで…

- ♥ 学校・保育園・幼稚園で他の子と合わない。
- ♥ いじめられている、いじめているみたい。
- ♥ 学校や幼稚園に行きたがらない。
- ♥ 気になるくせや行動がある。
- ♥ 落ち着きがなく集中力に乏しい。
- ♥ ことばが遅い。

たとえば、ご近所のことで…

- ♥ 子どもがよく叱られていて、泣き声が聞こえる。
- ♥ 子どもが夜遅く一人でウロウロしている。
- ♥ 子どもが放っておかれている。
- ♥ 顔や身体に殴られたようなあざがある。



そのほかにも・・・
相談したいことがあれば
お電話ください。

お子さんやご家庭のことでこまっておられませんか？

18歳に達するまでのお子さんについて、またご家庭で心配なことや児童虐待など、専門の相談員（家庭相談員）にお話してください。

たとえば、お父さんお母さん自身のことで…

- ♥ ストレスで子どもにあたってしまう。
- ♥ 自分で感情のコントロールができず、怒ってしまう。
- ♥ 気持ちがふさいで気力が無く、子どもの世話ができない。
- ♥ 生活が苦しく、子どものことどころではない。
- ♥ 思春期の子どもとのつきあい方がわからない。
- ♥ しつけの仕方がわからない。
- ♥ 夫（妻）から暴力を受けている。
- ♥ 夫（妻）が子どもを殴る。



箱庭のお部屋です

相談内容や個人のプライバシーは
かたく守られます。

相談室でお話をうかがい、その
解決を一緒に考えていきます。



ゆっくりとくつろいで、お話しませんか



お子さんを遊ばせながら、お話をうかがうことができる
お部屋です